**単　価　契　約　書**

安曇野市（以下「発注者」という。）と　　　（以下「受注者」という。）とは、　　　　　　を受注者が発注者に供給し、発注者が買い受けることについて次のとおり契約する。

（契約の要項）

**第１条**　この契約の要項は、次のとおりとする。

（１）　品名・品質

（２）　契約単価

（３）　契約期間　◯◯年◯月◯日から

◯◯年◯月◯日まで

（４）　納入場所

（５）　契約保証金　　免除する

（納入方法）

**第２条**　受注者は、前条第３号の契約期間中発注者の注文があるごとに、そのつど指定する期日までに現品を納入するものとする。この場合、受注者は、直ちに納品書をもってその旨を発注者に通知するものとする。

（検査及び引渡し）

**第３条**　発注者は、前条の通知を受けたときは、直ちに受注者の職員の立ち合いのもとに検査を行う。

**２**　検査の結果、契約に不適合な物品があるときは、受注者は、当該物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに良品を納入するものとする。この場合において、前条及び前項の規定を準用する。

**３**　検査に合格したときは、発注者は、受注者から現品の引渡しを受け、受注者は、発注者に対して引き渡した部分について代金の請求をすることができる。

**４**　物品の検査に必要な費用及び検査のために変質、消耗又はき損したものの損失は、すべて受注者の負担とする。

（所有権の移転及び危険負担）

**第４条**　物品の所有権は、前条第３項による引渡しのときをもって、受注者から発注者に移るものとする。

**２**　前条第３項の受領の前に生じた物品の亡失、き損等は、すべて受注者の負担とする。

（代金の支払）

**第５条**　発注者は、受注者から第３条第３項に定める代金の支払い請求を受けたときは、支払請求書を受理してから30日以内に代金を支払うものとする。

**２**　発注者の責に帰すべき事由により、代金の支払が遅れた場合において、受注者は未受領代金につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した額（その額に100円未満の端数があるときは、それを切り捨てた額）の遅延利息の支払いを、発注者に請求することができる。

（履行遅滞）

**第６条**　受注者が、物品を発注者の指定する期日までに納入しないときは、発注者は、別に遅滞料を徴収して納期の延期を承認することができる。この場合の遅滞料は、その期日の翌日から起算して遅滞日数１日につき売買代金（延滞物品の数量に第１条第２号の単価を乗じた額）の1,000分の１に相当する金額とし、売買代金支払の際に売買代金から控除するものとする。

**２**　天災地変等、受注者の責めに帰さない事由と発注者が認めるとき又は発注者の都合により納入期日が遅れたときは、遅滞料を徴収しないものとする。

（事情変更）

**第７条**　発注者は、必要があるときは、注文した物品の数量を変更させ、又は納入の中止をさせることができる。

**２**　この契約締結後において、市場価格に著しい変動があつたときは、発注者受注者協議のうえ、契約単価の変更を行うことができる。

（契約の解除）

**第８条**　受注者が正当な理由なくしてこの契約に違反したとき又は受注者がこの契約を完全に履行する見込みがないと発注者が認めたときは、発注者は、何らの催告を要せずこの契約を解除することができる。

**２**発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せずこの契約を解除することができる。

（１）　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人の場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品購入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（２）　暴力団（暴力団員対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（３）　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

（４）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

（５）　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

**３**　受注者は、発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

（損害賠償）

**第９条**　前条第１項の規定によりこの契約が解除された場合であって、発注者に損害が生じたときは、受注者は、損害賠償の責めを負う。

**２**　前条の解除により受注者に生じた損害については、発注者は、その責めを負わない。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

**第10条**　受注者は、この契約の履行に当たり、暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（権利義務の譲渡等）

**第11条**　受注者は、発注者の書面による承諾を得ないで、この契約により生ずる権利、義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（疑義等の決定）

**第12条**　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を２通作成し、各自記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所　　　　長野県安曇野市豊科6000番地

発注者　　　　　　　　　安曇野市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　市長　　太 田　 寛　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　受注者　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　印